



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
交通部安全対策課 北見・竹内
電話 0773-76-4100 (内線 2640・2641)

平成 30 年 10 月 25 日

第八管区海上保安本部

安全推進マリナー認定制度について

～安全活動を積極的に行うマリナーと連携し、海難減少を目指します～

プレジャーボートの安全確保のため、マリナーの会員に対して、安全対策、自主的な安全活動及び自助・共助の取組を積極的に行うマリナーを安全推進マリナーに認定する制度を平成 30 年 9 月に創設し、このたび、福井県高浜町所在の「青戸マリナー」様を安全推進マリナー第 1 号に認定しました。

引き続き、安全推進マリナーの拡大を図り、安全推進マリナーと八本部、海上保安部署が連携し、プレジャーボート事故の減少に向けた安全活動を実施していきます。

1 認定要件

- 会員に対して、安全情報の提供等を実施しています。
- 会員に対して、発航前点検の指導等を確実に実施しています。
- 救助艇を所有し救助体制を確保しています。

このほかの要件については別添 1 を参照ください。

2 申請方法

認定を希望するマリナーは、所在地を管轄する海上保安部・海上保安署にご相談ください。
マリナーの安全活動の実施状況を確認しまして、認定に向けた手続き等をご案内します。

3 その他

- 第八管区海上保安本部長から認定書（別添 2）が交付されます。
- 第八管区海上保安本部ホームページ等において、プレジャーボートの海難防止について積極的に取り組むマリナーとして幅広く紹介します。

安全推進マリナー認定制度について

認定制度の目的

安全活動を積極的に行うマリナーを安全推進マリナーとして認定し、マリナー及び会員の安全意識の高揚を図り、プレジャーボートの海難の抑止・減少を目指します。

マリナー・会員の安全意識の高揚を図る。

自主的な安全活動の実行を促進する。



安全意識の高いマリナー及び会員が増加することにより、プレジャーボートの海難減少

認定要件

- ・ 海上保安部長又は海上保安署長から安全推進マリナー認定の推薦があること。
- ・ 安全管理基準等を定め、ユーザーに対して安全情報の提供又は安全指導を実施していること。ただし、発航前点検の実施に係る指導又は確認については、確実に実施していること。
- ・ マリナー職員又は会員を対象とした海上保安官を講師とする安全講習会、訓練等を毎年1回以上開催していること。
- ・ 救助艇（専用の救助艇を持たず、会員所有艇で代用する場合も含む）を所有し救助体制を確保している又は会員に対し救助支援者（民間救助団体等の利用）の確保を指導していること。
- ・ 上記要件を満たし、海の安全推進を宣言したマリナーであること。

認定の申請

- ・ 認定を希望するマリナーは、申請書を所在地を管轄する部署を經由して八本部長に申請

認定書の交付

- ・ 八本部長は、安全推進マリナーとして認定した場合は認定書を交付

「安全推進マリーナ」って何？

マリーナの会員に対し、安全対策、自主的な安全活動及び自助・共助の取り組みを積極的に行うマリーナで、第八管区海上保安本部長が認定したマリーナです。

なぜ、はじめるの？

小型船舶の中で事故隻数の最も多いプレジャーボートについては、海上保安庁による直接指導のみならず、マリーナと海上保安庁が『連携』して安全活動を実施していくことが事故の減少に効果的であると考えられるため、これら取組を積極的に行うマリーナを安全推進マリーナとして認定し、会員の安全意識の高揚を積極的に進めるために制度を始めます。

認定を受けると？

第八管区海上保安本部長から認定書が交付されます。
第八管区海上保安本部ホームページ等において、プレジャーボートの海難防止について積極的に取り組むマリーナとして幅広く紹介します。

安全推進マリーナに認定されていることをポートセールス等に利用できるの？

ポートセールス等に『安全推進マリーナ』の表記が利用できます。

- ・マリーナ紹介（ホームページ、パンフレット、PRビデオなど）
 - ・マリーナの特製グッズ（ステッカー、タオルなど）
 - ・CSR（企業の社会的責任）活動 など
- 利用を希望される場合は、最寄りの海上保安部署にご相談ください。

認定要件は難しい？

認定要件は裏面のとおりで、決して難しいものではありません。認定に向けたアドバイスも致しますので、気軽にご相談ください。

認定は取り消されるの？

安全推進マリーナの認定要件を満たさない状況に至ったことを海上保安部署長が認知したときは取消しとなる可能性がございます。

- ・マリーナ会員が発航前点検を行わずに海難を起こしているにもかかわらず、マリーナとして何ら指導しない場合など。（マリーナ会員が海難を起こしたら即取り消しではございません。）

興味があります！

最寄りの海上保安部署又は第八管区海上保安本部安全対策課（ 0773-76-4100 ）までご連絡ください。

認定第 号

安全推進マリーナ認定書

殿

貴マリーナを高い安全意識を持ち
利用者の安全安心の確保に取り組む
マリーナとして認め安全推進
マリーナに認定する

平成 年 月 日

第八管区海上保安本部長

印

安全推進マリーナに認定されたマリーナについて

あおと 青戸マリーナ（第1号）



代表者： 板倉 清昭（いたくら きよあき）氏

係留施設： 棧橋 10艇
 岸壁 5艇
 ポートヤード 40艇（35フィート）

設 立： 昭和40年4月

所 在 地： 福井県大飯郡高浜町和田155

